

# 平成 30 年度高等学校運動部強化指定事業 実施要領

## 三重県高等学校体育連盟

### 1 目的

平成 33 年の「三重とこわか国体」などの全国大会で活躍が期待できる高等学校運動部の強化活動部を指定し、強化活動を支援することで、県内のトップレベルの高等学校運動部及び選手の強化を図ることを目的とする。

### 2 事業の概要

「競技力向上対策委員会」での協議を受け、強化指定された高等学校運動部に対しての競技力向上のための取組を行う。

#### ① 強化活動への指導・助言

強化指定された高等学校運動部について、その強化活動が計画的に進められるよう、指導・助言等を行い、進捗状況を把握する。

#### ② 強化活動への支援

全国大会での活躍を目的とした強化活動のうち、旅費、施設使用料、強化活動の一貫として参加する大会参加料、消耗品費等の経費の支援を予算の範囲内で行う。

### 3 実施期間

委託契約日～平成 31 年 3 月 31 日

### 4 事業計画書等の提出について

#### (1) 事業実施前の提出書類

強化指定運動部は、強化活動を実施し、支援を受けようとするときは、「事業計画書」(様式 1)、「収支予算書」(様式 2)を学校長印押印のうえ、15 日前までに三重県高等学校体育連盟事務局(以下「高体連」)に提出し、承認を受ける。

#### (2) 事業完了後の提出書類

強化指定運動部は、強化活動が終了したときは、「事業報告書及び請求(返納)書」(様式 3)、「収支報告書」(様式 4)を学校長印押印のうえ、20 日以内に提出する。

#### (3) 概算払請求書の提出

強化指定運動部は、事業実施前の支払いが必要な場合は、上記(1)とともに「概算払請求書」(様式 5)を提出し、概算払いを受けることができる。

(4) 消耗品費請求書の提出

強化指定運動部は、消耗品を購入しようとする場合は、「収支予算書」(様式2)に必要事項を記入し、申請することができる。

(5) 医科学スタッフ・技術スタッフ等の報償費請求書等の提出

強化指定運動部は、医科学スタッフ・技術スタッフ等が合宿・遠征等に帯同する時は、「収支予算書」(様式2)に必要事項を記入し、申請することができる。

また、強化活動が終了したときは、「源泉徴収税額戻入表」(様式6)を(様式3)、(様式4)とともに、20日以内に提出する。

5 対象経費

全国大会等でのトップレベルを目指した強化活動に係る経費

ア 強化指定運動部に所属する選手(部員)及び指導者の交通費

- ・指導者は県の旅費規定に準じる。
- ・選手は学校(起点)から会場(終点)までの交通費とする。会場と宿泊地が隔たっている場合等は、会場から宿泊地までの往復交通費を加えて請求できる。
- ・公共交通機関(タクシーを除く)・自家用車・その他(借り上げバス等)とし、自家用車の同乗については対象外とする
- ・旅行雑費は県の旅費規定に準じる。高速料金・駐車場料金は領収書を添付のうえ請求する。

イ 強化指定運動部に所属する選手(部員)及び指導者の宿泊費

- ・宿泊費の上限は一人1泊2食につき13,100円とし領収書を添付のうえ請求する。
- ・宿泊のみで別途食事を摂った場合は食事代として朝食は650円、夕食は1,950円を上限に加算し、領収書を添付のうえ請求する。

ウ 強化活動の際に利用する会場使用料

- ・領収書を添付のうえ請求する。
- ・会場利用の際に必要な照明費、施設備品借用料も対象とする。

エ 強化活動の一貫として参加する大会参加料

- ・領収書を添付のうえ請求する。

オ 強化合宿及び強化練習会等の際に使用する消耗品

- ・強化合宿及び強化練習等において使用するもので、かつ単価が50,000円未満(税込み)、物品が個人の所有物となることがなく、1年以内に消耗されるものとする。
- ・総額は50,000円(男女一つで指定の運動部の場合は100,000円)までとするが、特別な場合は高体連と相談することとする。
- ・(例)テーピング等簡易医療用品、ボール、シャトル、炭酸マグ

ネシウム、的紙、弾、熱中症対策の水、スポーツドリンク等とする。

- ・領収書を添付のうえ請求する。

カ 医科学スタッフ、技術指導スタッフ等の経費

- ・報償費（謝金）は県内スタッフ10,000円/日、県外スタッフ20,000円/を目安とする。
- ・宿泊費については、上記5のイに準じる。
- ・交通費については、県の旅費規定に準じる。
- ・報償費に係る源泉徴収については、高体連より一括処理するので請求額より差し引いて高体連から支払うこととする。
- ・概算払い金より報償費が発生した場合、源泉徴収の高体連への支払いにかかる手数料は交付金から賄うこととする。  
(振込明細書を添付のうえ請求する)

6 「返納金」及び「源泉徴収税額戻入」の扱いについて

概算払いを受けて事業が完了した結果、高体連への返納金が発生した時（概算払金額よりも支出金額が少なかった時）は、事業報告後、高体連からの連絡を受けて振り込むこととする。

また、

その際、手数料は高体連負担とする。

【振込口座】

銀行名	百五銀行
支店名	平田町駅前支店
口座種類	普通
口座番号	855835
口座名義	三重県高等学校体育連盟

7 傷害保険

当事業に参加する指導者及び選手は、すべて傷害保険に加入するものとする。

8 その他

(1) 領収書について

領収書の宛名は、〇〇高等学校△△部とし、その原本を添付すること。

- (2) この要項に定めるもののほか、実施に必要な事項については、県スポーツ推進局と高体連が協議して定めることができる。